# 資本関係、人的関係に関する調書について【記入方法等】

### 1 趣旨

公正な入札及び契約の確保を図るため、令和6・7年度に実施する入札(見積)参加資格審査申請(定期申請)から、全ての申請者に「資本関係、人的関係等に関する調書」をご提出いただき、競争入札参加有資格業者名簿への登録業者間の資本関係、人的関係等の状況の把握を行います。

## 2 資本関係に関する事項

【親会社等、子会社等の定義】

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

#### (会社法)

第2条第3号の2(子会社等の定義)

次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社(会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社 がその経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。)
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令※2で定めるもの
- 第2条第4号の2 (親会社等の定義)

次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 親会社(株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。)
- ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く)として法務省令※2で 定めるもの。
- ※1 会社法施行規則第3条
- ※2 会社法施行規則第3条の2

#### 【具体的な事例】

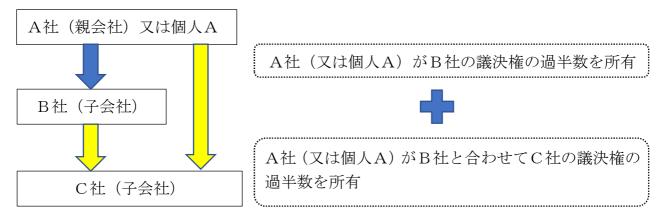
(1)「親会社等」又は「子会社等」の関係にあるとは、次のような場合です。 ア A社(又は個人A)が、B社の議決権総数の過半数を所有している関係

## A社(親会社)又は個人A

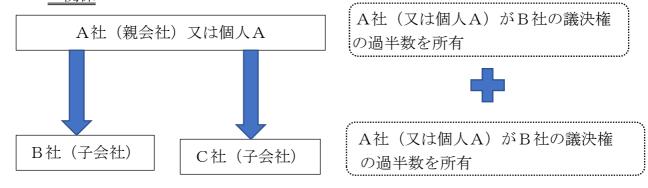


B社(子会社)

A社(又は個人A)がB社の議決権の過半数を所有 (A社の役員がB社の議決権総数の過半数を所有し ている場合(複数の役員で所有している場合には、そ の合計が過半数となるとき)を含む。) イ A社(又は個人A)が、子会社の関係にあるB社が所有する議決権と合わせて、 C社の議決権総数の過半数を所有している関係



(2)「親会社等が同一の他の子会社等」の関係にあるとは、次のような場合です。 B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を 所有している会社が、いずれもA社(又は個人A)である場合における<u>B社とC社</u> の関係



## 3 人的関係に関する事項

## 【役員等の定義】

- (1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等 委員である取締役
  - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務 を執行しないこととされている取締役
- (2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (3)会社法第575条第1項に規定する<u>持分会社の社員</u>(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (4) 中小企業等協同組合法第36条の8第1項に規定する代表理事
- (5) 個人事業主
- (6) その他業務を執行する者であって、(1) から(5) までに掲げる者に準ずる者

## 【具体的な事例】

A社の代表取締役 a 氏が、B社の取締役を兼ねている場合

 A社
 B社

 代表取締役: a 氏
 取締役: a 氏

# 4 記入要領

- (1)「1 資本関係、人的関係等」で「なし」に〇印を記入した場合は、2以下の記入 は不要です。
- (2)「2 資本関係に関する事項(1)  $\sim$  (3)」については、申請者から見た関係(「親会社等」、「子会社等」、「親会社等が同一の他の子会社等」)を記入してください。
- (3)「3(1)役員等の兼任の状況」については、他の有資格業者の役員等への就任状況を記入してください。
- (4)「3(2)加入している組合の名称等」については、会社等又は役員等が、中小企業等協同組合法第3条各号に掲げる組合(有資格業者に限る。)に加入している場合に、記入してください。
- (5)「4 営業所の住所又は所在地が同一の他の有資格業者」については、営業所が他の有資格業者と同一の住所又は所在地にある場合に、該当する他の有資格業者について記入してください。ただし、住所又は所在地が同一の場合においても、テナントビル等の別室同士である場合は記入不要です。
- (6) この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合は、指名 停止等の措置を行うことがあります。
- (7) 記載内容を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係書類の提出を求めることがあります。
- (8)届け出た資本関係、人的関係等の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記入(変更のない事項も全て記入してください。)の上、速やかに提出してください。 ※申請日現在、資本関係、人的関係等のある会社等が入札(見積)参加資格審査申 請を行うことが確定していない場合は、当該会社等との資本関係、人的関係等について記入する必要はありませんが、当該会社等が入札(見積)参加資格審査申請を 行った場合は、変更後の内容を記入(変更のない事項も全て記入してください。)の上、速やかに提出してください。
- (9) 記入欄が不足する場合は、別紙に本調書と同じ要領で記入し添付してください。